
一般社団法人 群馬オペラ協会 定款
(Gunma Opera Association)

2019年（令和元年）11月6日 作成

2019年（令和元年）11月7日 公証人認証

2019年（令和元年）11月7日 法人成立

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 群馬オペラ協会 (英文名 Gunma Opera Association) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

2 この法人は、総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第4条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 この法人は、群馬オペラ協会を継承し、オペラを通じて群馬県の文化向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回以上の新作公演の開催
- (2) 群馬県にオペラを定着させるための多種多様かつ積極的な活動
- (3) 前各号の事業に附帯する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第7条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人が実施するオーディション等の合格者を含めてこの法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の種類、金額、徴収方法等は、総会の決議によって別に定める。

3 特別の費用を必要とするときは、総会の決議によって臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会費等の不返還)

第13条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）（以下「計算書類」という）及びそれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、正会員に対し、総会の日時、場所及び目的等を記載した書面をもって、総会の日々の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができる事項を定めた場合には総会の日々の14日前までに通知を発しなければならない。

3 定時総会の招集の通知に際しては、正会員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を提供するものとする。

4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。なお、この場合にあつては、請求の日から30日以内に招集しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員が個人の場合には1名につき1個、法人又は団体の場合には1名につき5個とする。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する者の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 事業安定化資産の処分又は担保
- (4) 事業の譲渡
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1) 総会の日時及び場所

- (2) 正会員の現在数と議決権数
 - (3) 総会に出席した正会員の数及び議決権数（書面による表決者及び表決の委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
 - (5) 総会の議長の氏名
 - (6) 審議事項及び決議事項
 - (7) 議事の経過の概要及びその結果
 - (8) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (9) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条で定める事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事と監事が記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第24条 この法人に、以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事から副会長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる
- 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員を選任）

第25条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 会長は、監事を選任に関する議案を総会に提出する場合、監事の過半数の同意を得なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、第51条第1項に定める事務局長として事務局を統括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に2ヶ月を超えない間隔で、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

- (2) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から14日以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) その他法令に定められた業務を行うこと。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第28条 この法人は、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況その他の事情を勘案して、賠償責任額から同法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による役員任期又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての職務を行わなければならない。

(役員解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第32条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ、又は意見を提出する。

第6章 理事会

(理事会構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に理事としての表決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会に出席した理事および監事の氏名又は名称
- (3) 理事会の議長の氏名
- (4) 審議事項及び決議事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条で定める事項
- 2 議事録には出席した理事並びに監事が記名押印する。

第7章 資産及び計算

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 資産は、理事会の決議に基づいて、会計担当理事がこれを管理する。

2 会計担当理事は、事業の継続的及び安定的な実施を確保するため、総会の決議によって資産の一部を事業安定化資産とすることができる。

3 事業安定化資産は、確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

4 会長は、やむを得ない理由があるときは、総会の決議によって事業安定化資産を処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず、設立時事業年度は、設立後最初の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 必要の生じた場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を経て、収支予算の補正を定めることができる。

3 前2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号及び第2号の書類については定時総会にその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書

- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

3 この法人は、定時総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

（基金）

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、理事会の決議並びに総会の決議を経て、返還することができる。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

（剰余金）

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の処分）

第50条 この法人が清算する場合において有する残余の財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第9章 事務局

（事務局）

第51条 この法人に事務局を設け、事務局長は理事会の決議を経て、理事の中から選任することができる。

2 事務局に職員を置き、会長がこれを任免することができる。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 雑則

(所属団体)

第52条 この法人は、附属任意団体として群馬オペラ協会合唱団を設置することができる。

(委任)

第53条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時役員)

第54条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 角田 和弘、 尾高 かおる、 笠原 新一、 磯部 淳一

設立時代表理事 角田 和弘

設立時監事 丹治富美子

(設立時社員)

第55条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

埼玉県富士見市 [redacted]
角田 和弘

埼玉県本庄市 [redacted]
尾高 かおる

群馬県前橋市 [redacted]
笠原 新一

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 群馬オペラ協会の設立のために、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2019年（令和元年）11月7日

埼玉県富士見市 [redacted]
角田 和弘

埼玉県本庄市 [redacted]
尾高 かおる

群馬県前橋市 [redacted]
笠原 新一